

我孫子市から転出される方へ

1 転入手続きについて

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に **転出証明書**を持って
新住所地の市区町村で転入の手続きをしてください。

◇ 届出期間	転入届 新しい住所地に住み始めた日から14日以内
◇ 届出人	本人または同一世帯員 ※上記以外の方の場合は 委任状 が必要です。
◇ 一般的な必要書類	(1) 窓口に備え付けの住民異動届 (2) 届出人の本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード等) (3) 転出証明書 ※詳しくは新住所地の担当課にお問い合わせください。

2 転出手続き後の変更等について

◇転出を取りやめた場合

転出証明書と**本人確認書類**を持参のうえ、速やかに我孫子市で転出取消しの手続きをしてください。

◇転出予定日や新住所地が変更になった場合

転出証明書はそのまま使えます。転入届を出す際に、変更事項を申し出てください。

◇転出届をした後に住民票の写しが必要になった場合

転出予定日の前日までに、**転出証明書**と**本人確認書類**を持参し交付申請をしてください。転出予定日以降は取得することができません。

◇海外へ転出した方が、我孫子市に転入する場合

パスポート（転入する方全員分、入国日のスタンプが押印してあるもの）、**戸籍謄（抄）本**、**戸籍の附票**をお持ちください。 ※自動化ゲート、顔認証ゲートを利用した場合は、通過後、税関検査前までに各審査場事務室の職員に申し出をし、パスポートへのスタンプ（証印）をもらってください。スタンプ（認証）がない場合は、必ず入国日（帰国日）のわかる航空券の半券や荷物タグ等をお持ちください。

3 転出時および転出先で必要となる主な手続き ※各お手続きに関しては★の窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先：我孫子市役所 電話04-7185-1111（代表）

対象	転出する時		転入する時
	我孫子市での手続き	窓口	新住所地での手続き
マイナンバーカード、住民基本台帳カード	手続きはありません。 海外転出の場合 は、転出(予定)日をもって失効いたしますので、返納手続きをしてください。	★市民課 各行政サービスセンター	異動された方全員のカードを持参し、転出予定日から30日以内かつ転入日から14日以内に転入手続きをすると、継続して利用可能です。 ※本人または同一世帯員による暗証番号の照合が必要です。
マイナンバー(個人番号)の通知カード	手続きはありません。 海外転出の場合 は、返納手続きが必要です。通知カードを持参してください。		手続きはありません。
外国人住民の方	在留カード等の手続きはありません。		異動された方全員の在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書含む)を持参してください。新しい住所を裏書きします。
印鑑登録	転出(予定)日をもって登録が廃止されます。 印鑑登録証 をお返しください。		必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。詳しくは新住所地の担当課へご確認ください。

裏面へ続きます

3 転出時および転出先で必要となる主な手続き（表面続き）

対象	転出する時		転入する時
	我孫子市での手続き	窓口	新住所地での手続き
国民年金	手続きはありません。海外に転出する方は手続きが必要です。	★国保年金課 各行政サービスセンター	手続きはありません。
年金受給	手続きはありません。		新住所地の担当窓口でご確認ください。
国民健康保険	国民健康保険被保険者証等をお返しくください。転出（予定）日をもって資格がなくなります。	★国保年金課 市民課・各行政サービスセンター	新たに加入手続きをしてください。
国民健康保険加入者で、通学のために親元を離れる方	在学証明書（または入学許可証）を用意し、マル学の保険証の申請をしてください。	★国保年金課 各行政サービスセンター	窓口で「学生のため、我孫子市から国民健康保険証が交付されています。」とお申し出ください。
後期高齢者医療	後期高齢者医療被保険者証等をお返しくください。県外へ転出される方には負担区分等証明書を交付します。	★国保年金課 市民課・各行政サービスセンター	千葉県外へ転入する場合は、負担区分等証明書を持参し、新たに加入手続きをしてください。
介護保険	介護保険被保険者証等をお返しくください。	★高齢者支援課 市民課・各行政サービスセンター	新住所地の担当課にお問い合わせください。
要介護認定を受けている方	認定を受けていることを必ずお申し出ください。		介護認定の申請をしてください。
新住所地で特別養護老人ホーム等に入所する方	国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険について該当する方は、住所地特例の申請をしてください。	★国保年金課 ★高齢者支援課 市民課・各行政サービスセンター	窓口で「我孫子市で住所地特例の申請をしています。」とお申し出ください。
障害者手帳	障害福祉支援課へ転出先を連絡してください。（電話可）	★障害福祉支援課	新住所地の担当課にお問い合わせください。
公立小・中学校（転校・転入）	転出届時に転校届を交付します。転校届を学校に提出し、転校書類をお受け取りください。	★学校教育課 各学校 市民課・各行政サービスセンター	新住所地の教育委員会にお問い合わせください。
児童手当	喪失の手続きをしてください。	★子ども支援課 市民課・各行政サービスセンター	預金通帳・印鑑・受給者の健康保険証を持参し、新たに申請をしてください。単身赴任の方や課税基準日に海外に居住していた方は、新住所地の担当課にお問い合わせください。
子ども医療費助成	返納届と一緒に子ども医療費助成受給券をお返しくください。	★子ども支援課 市民課・各行政サービスセンター	新住所地の担当課にお問い合わせください。（自治体により助成内容及び必要書類が異なります。）
母子手帳	手続きはありません。	★健康づくり支援課 市民課・各行政サービスセンター	受診票の差し替えが必要です。新住所地の担当窓口へお持ちください。
上・下水道を使用していた場合	上・下水道の中止・変更（下水道のみ含む）を連絡してください。我孫子市水道局お客様センター TEL: 04-7184-0116	★我孫子市水道局 お客様センター	新住所地の担当課にお問い合わせください。
原動機付自転車（125cc以下）	ナンバープレート・運転免許証・標識交付証明書・印鑑等を持参し、廃車の手続きをしてください。	★課税課 各行政サービスセンター（本庁開庁時間内）	廃車証明書・運転免許証・印鑑等を持参し、新たに登録の手続きをしてください。
市営住宅	市営住宅同居者異動届の届出をしてください。	★建築住宅課	新住所地の担当課にお問い合わせください。
市内に1月1日現在住所があった方や、市内に固定資産をお持ちの方で海外転出する方	市・県民税、固定資産税の納税管理人の設定の手続きが必要です。	★課税課	我孫子市に再転入する場合には、課税課で納税管理人の取消しの手続きが必要です。また、我孫子市内に固定資産をお持ちの方が他市区町村に転入する場合には、我孫子市役所課税課に住所変更届出書を提出してください。

※以上の手続きの他、新住所地の行政サービス手続きに、我孫子市が発行する証明書等が必要な場合があります。新住所地にお問い合わせください。

※代理の方が手続きをされる際、委任状が必要になる場合があります。詳しくは新住所地の担当課にお問い合わせください。